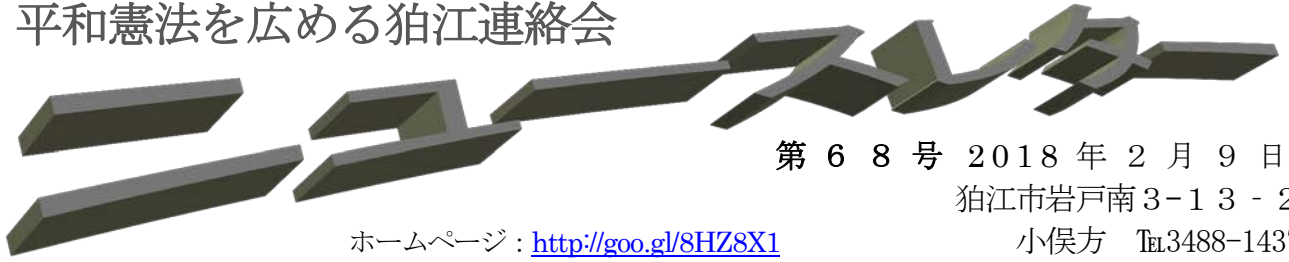


平和憲法を広める狛江連絡会



第68号 2018年2月9日

狛江市岩戸南3-13-2

小俣方 TEL3488-1437

ホームページ: <http://goo.gl/8HZ8X1>

学習会

にお越しく下さい

「自衛隊」は、海外で戦争できるようになったのでしょうか？「殺し殺されない自衛隊」「戦争をしない国」は夢物語でしょうか。

一緒に考えましょう！

《戦争をしない国》のつくり方 ～元自衛官が 体験から語る～

3月18日(日)午後1時30分～4時

講師：井筒高雄さん



元陸上自衛隊レンジャー隊員。ベテランズ・フォー・ピース・ジャパン(VFPJ)代表。1969年生まれ。88年陸上自衛隊に入隊、91年レンジャー隊員。PKO法を機に93年依願退職。97年に大阪経済法科大学卒業後、兵庫県加古川市議を経て、元自衛官の立場から戦争のリアル、コスト、帰還兵のPTSD、戦争経済などの講演活動を全国で行う。共著に「安保法制の落とし穴」(ビジネス社)、単著に「自衛隊はみんなを愛している」(青志社)など。

会場 狛江市民センター

(中央公民館) 第4会議室(2階)
(小田急線「狛江」駅下車徒歩3分)

参加費 500円(学生・障がい者 無料)



主催：平和憲法を広める狛江連絡会・こまえ九条の会



安倍9条改憲NO! 全国市民アクション

3000万人署名に弾みをつけよう

— 危険な安倍9条改憲案を止める、大きな世論のうねりを —

安倍9条改憲 NO!

3000万人署名成功に向けて
2・12 キックオフ集会

2月12日(月・休) 14:00~16:00

@東京土建狛江支部会館 2階

主催: 戦争なんてイヤだ! 狛江市民実行委員会



講演

「安倍9条改憲をストップ
するために、私たちは今
何ができるか?」

講師: 伊藤千尋 (国際ジャーナリスト)

- ★実行委員会からの経過報告
- ★参加政党・団体からアピール
- ★行動提起



国民投票法「ここが問題」!

長尾 詩子 (弁護士・安保関連法に反対するママの会事務局)

第1 今年冬から来年春にかけての実施 が予想される国民投票

憲法を変更するには、①改正案が国会に提出
→②衆参両院で審議し、それぞれ総議員3分の
2以上の賛成で議決 →③国民に提案(発議)
→④国民投票で過半数の賛成という手続きが
必要です(憲法第96条)。つまり、国民投票は
憲法を変更するための最後の関門なのです。

しかし、この国民投票について定める国民投票
法は、とても多くの問題を抱えています。

以下、この問題点についてコメントします。

第2 国民投票の問題点

1 広報期間について

1か月から6か月では憲法について国民
討論ができない!

国民投票法では、発議から国民投票までの期
間(広報期間)は60日から180日と定めら
れています。

しかし、国の最高法規である憲法を変えるか
どうかについて、国民は十分にマスコミや政党
などから情報を得てじっくりと考えた上で投票
することが必要です。

また、市民が街頭で改憲について十分に運動
できるだけの期間があることも重要です。

そういった観点から考えると、60日から180
日という期間は、短いといわざるを得ません。

例えば、憲法学者の長谷部教授は2年、日弁
連は1年の期間が必要だと言っています。

次項で説明するとおり、広報期間における国
民投票運動はほとんど制限がありません。マス

寄稿

コミに扇動された状態で一気に国民投票となることのないように、国民が冷静に議論できるような一定の期間が必要です。

しかも、緩やかな基準ではすぐに過半数の承認ができてしまうことを考えても広報期間の短さは大変な問題です。



2 投票運動の無制限

～資金をもっているほうが有利になってしまう

国民投票法は、選挙期間中に選挙運動があるように、広報期間中には国民投票運動があることを想定しています。

ただ、国民投票法は、公職選挙法とは異なり、国民投票運動についてほとんど制限をしていません。

ビラの枚数や表現などについても、拡声器の使用についても、制限はありません（もちろん、虚偽報道は禁止されていますが）。テレビ報道については、投票期日の14日前からのスポットCM（結論を誘導するCM）が禁止されているだけです。資金制限の上限もありません。

ですから、もし国民投票になった時には、私達も、どんどん改憲反対の国民投票運動をしましょう。

しかし、とても大事なこととしては、国民投票運動の制限がないことは、改憲を進める側も同じだということです。

改憲派が、資金に糸目をつけずに、新聞、雑誌に広告をうち、14日までテレビでは改憲賛成のCMを流し、14日以降はバラエティ番組などで好感度が高いタレントに「私は改憲賛成」などと意見表明する姿を流す……となると、社会全体に「改憲賛成」という空気が作られることとなります。広報期間が短かければ、市民

運動によって、こうして作られた空気をひっくり返すことも難しくなります。

3 過半数の基準について

～あっという間に過半数承認ができてしまう！

国民投票は、過半数の基準を有効投票の過半数とします。しかも、最低投票数は定めていません。

選挙の投票率が年々下がっていて、多くの国民が参加しているとはいえない状況です。

このような状況を前提に、最低投票数を決めずに、有効投票の過半数を過半数の基準とするのでは、実際には少ない国民の承認しかなくても、あっという間に過半数承認となってしまいます。

あるタレントが、「万が一、たった3人しか投票に行かなくて2人しか改憲に賛成しなくても憲法が変わってしまう。」といいましたが、まさにそのとおりです。

第3 最後に

憲法は国のあり方を決める最高法規です。このような憲法を変えるかどうか、そして、どう変えるか、国の主人公である国民が決めることです。

そのためにも、国民投票は、国民の声が最も正確に反映される投票方法であることが必要です。

このような国民投票の問題点を考えると、国民投票までいかないように、つまり、改憲の発議をさせないようにすることが重要です。

3000万署名を達成して、国民の圧倒的多数の意見が「改憲反対」「9条を活かす」であることを示し、改憲発議を止めましょう！



以上

集会等のご案内

—どうぞ一緒に！—

2月18日(日) 喜多見駅頭署名活動
13時～14時

2月24日(土) 第121回市民憲法講座
18時30分開始

国際NGOの現場で考える憲法第9条

お話：長谷部 貴俊さん（JVC 日本国際ボランティアセンター事務局長）

場所：文京区民センター2F A会議室

参加費：800円

主催：許すな！憲法改悪・市民連絡会

TEL 03-3221-4668

FAX 03-3221-2558

3月3日(土) Silent Standing 13時～14時
場所：狛江駅頭

3月9日(金) お話し喫茶 (中央公民館のつどい)
17時～19時 場所：中央公民館地下ホール

4月14日(土) 安倍9条改憲NO！狛江市民集会
(仮称) 14時～15時30分

講師：中村裕二弁護士(依頼中)

場所：中央公民館・地下ホール

集会後、市内パレード



楽しく「新年お茶会」1月8日

成人式に参加した若者たちに訴えようと企画した「成人式 Standing」は雨のため中止にしました。中止の連絡が届かなかった方が2名駅頭にいらしてくださいましたので、30分だけstrandingしました。予想通り、成人たちは駅頭にたむろせず、エコルマのエレベーターホールに20名ほどがたむろしているだけで、訴えは届きませんでした。

事務局より

拡大世話人会においで下さい。

「世話人会」は「拡大」となっています。どなたでもご自由に参加いただけます。原則的に毎月第3木曜日午後1時30分～3時30分、市民センターにて開催しています。2月15日(木)、3月15日(木)、は、いずれも第2会議室です。インターネットのホームページでも予告しています。「平和憲法を広める狛江連絡会」または「こまえ九条の会」で検索して頂くと出てきます。

メール(e-mail)アドレスをお持ちの方はお知らせください。

憲法をめぐる情勢が急展開しておりますので、「ニュースレター」だけでは情報が遅れてしまうものもあります。狛江周辺や都心の集会・講演会など、時宜にかなった情報をお送りするために「メーリングリスト」で適宜お送りしたいと考えています。

メール(e-mail)アドレスをお持ちの方は下記にお知らせください。

komae.omata@tb3.so-net.ne.jp

らを孤立させないよう、連携を強めなければならぬと痛感しました。